

松田町と住宅金融支援機構が連携

令和4年6月版

www.flat35.com

マイホーム取得を
ご検討中のみなさまへ

あなたが
子育て中なら
【フラット35】の
金利が低く
なるかも!?

二世帯同居で **30**万円助成 近居で **20**万円助成
松田町二世帯同居等支援奨励金



【フラット35】Sとの併用で
さらに金利引下げ!

当初10年間の借入金利 年**0.25%**引下げ
【フラット35】地域連携型(子育て支援)

○松田町二世帯同居等支援奨励金のご相談は



松田町

【受付時間】8:30~17:15

※土日・祝日及び年末年始は除く

松田町 定住少子化担当室 TEL 0465-84-5541

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)

①松田町二世帯同居等支援事業(概要)

親世帯が町内に1年以上居住している子世帯が、親世帯との同居のために二世帯住宅を取得する場合や、既存の住宅を増改築して親世帯との同居を始める場合、新たに住宅を取得して親世帯と同じ町内で近居を始める場合などに、子世帯に対して、奨励金を交付するものです。

	二世帯同居	二世帯近居
奨励金	30万円	20万円

※奨励金のうち10万円は松田町商工振興会の発行する商品券での交付となります。

《交付対象の要件(概要)》

- 同居・近居する親が、1年以上継続して松田町内に居住・住民登録していること。
- 子世帯が新たに取得した住宅または増改築をした住宅に、居住・住民登録していること。
- 子世帯が二世帯同居に係る費用を支払っていること。
- 子世帯・親世帯の全員が町税等の滞納がないこと。
- 同居・近居の状態が1年以上継続すること。
- 取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。

※ 一戸建て住宅の場合は、【フラット35】の申込要件として70平方メートル以上である必要があります。

「松田町二世帯同居等支援奨励金」の詳細は松田町のホームページをご確認ください。



【フラット35】Sとの併用でさらに金利を引下げします！

②【フラット35】地域連携型(子育て支援)当初10年間 年0.25%金利引下げ

新たに住宅を取得し、

「①松田町二世帯同居等支援事業(二世帯同居)」の奨励金を受ける方

【フラット35】地域連携型(子育て支援)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型(子育て支援)をご利用いただくためには、松田町から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



松田町でご利用いただける【フラット35】地域連携型はこちら



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。